

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

## クラスター発生時のリスクと一般的な対応に関する参考情報の更新

No	現行版	4/6 改定	改定ポイント
1	<p>プロトコル 1 : 感染予防と、感染への対処</p> <p>11.サッカーへの影響</p> <p>(3)クラスター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•クラブ内で5人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある</li> <li>•この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、クラブの活動全体が3週間程度停止する</li> <li>•Jリーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる</li> </ul>	<p>プロトコル 1 : 感染予防と、感染への対処</p> <p>11.サッカーへの影響</p> <p>(3)クラスター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•クラブ内で5人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある</li> <li>•この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、<u>保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が2～3週間程度停止することがある</u></li> <li>•<u>クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる</u></li> <li>•Jリーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の実態に即した改定</li> </ul>

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

(参考資料) 各検査の特徴の更新

No	現行版	4/6 改定	改定ポイント																																																																																												
2	<p style="text-align: center;"><b>無症状者の唾液を用いたPCR検査等について</b></p> <p>○ 今般、都内において無症状者を対象に新型コロナウイルスにかかる検査を行ったところ、唾液を用いたPCR検査、LAMP検査及び抗原定量検査と、鼻咽頭ぬぐい液PCR検査を比較し、高い一致率を確認することができた。</p> <p>○ 厚生科学審議会感染症部会において、上記結果をもとに協議を行った結果を踏まえ、無症状者（空港検疫の対象者、濃厚接触者等）に対して唾液を用いたPCR検査、LAMP法検査及び抗原定量検査を活用することを可能とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査の対象者</th> <th colspan="2">PCR検査 (LAMP法含む)</th> <th colspan="2">抗原検査 (定量)</th> <th colspan="2">抗原検査 (簡易キット)</th> </tr> <tr> <th>鼻咽頭</th> <th>唾液</th> <th>鼻咽頭</th> <th>唾液</th> <th>鼻咽頭</th> <th>唾液</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状者 (症状消退者含む)</td> <td>発症から9日目以内</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (※1)</td> <td>× (※2)</td> </tr> <tr> <td>発症から10日目以降</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△ (※3)</td> <td>× (※2)</td> </tr> <tr> <td>無症状者</td> <td>○</td> <td>×→○ (7月17日~)</td> <td>○</td> <td>×→○ (7月17日~)</td> <td>× (※2)</td> <td>× (※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：抗原検査（簡易キット）については、発症2日目から9日目以内                  ※2：検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中、無症状者については共同研究予定。                  ※3：使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり</p> <p><b>厚労省『無症状者の唾液を用いたPCR検査等について』</b></p>	検査の対象者	PCR検査 (LAMP法含む)		抗原検査 (定量)		抗原検査 (簡易キット)		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○ (※1)	× (※2)	発症から10日目以降	○	×	○	△ (※3)	× (※2)	無症状者	○	×→○ (7月17日~)	○	×→○ (7月17日~)	× (※2)	× (※2)	<p>参考) 各検査の特徴  <b>新型コロナウイルス感染症 病原体への指針より (厚労省)</b></p> <p><b>表3 各種検査の特徴</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">検査の対象者</th> <th colspan="3">核酸検出検査</th> <th colspan="3">抗原検査 (定量)</th> <th colspan="3">抗原検査 (定性)</th> </tr> <tr> <th>鼻咽頭</th> <th>鼻腔*</th> <th>唾液</th> <th>鼻咽頭</th> <th>鼻腔*</th> <th>唾液</th> <th>鼻咽頭</th> <th>鼻腔*</th> <th>唾液</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有症状者 (症状消退者含む)</td> <td>発症から9日目以内</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>× (※1)</td> </tr> <tr> <td>発症から10日目以降</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>— (※3)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>— (※3)</td> <td>△ (※2)</td> <td>△ (※2)</td> <td>× (※1)</td> </tr> <tr> <td>無症状者</td> <td>○</td> <td>— (※3)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>— (※3)</td> <td>○</td> <td>— (※4)</td> <td>— (※4)</td> <td>× (※1)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>想定される主な活用場面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。</li> <li>大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。</li> <li>検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。</li> <li>無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。</li> </ul> <p>※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。                  ※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)                  ※3：推奨されない。(—)                  ※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。                  *：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。</p>	新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										検査の対象者	核酸検出検査			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)			鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	× (※1)	発症から10日目以降	○	○	— (※3)	○	○	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	× (※1)	無症状者	○	— (※3)	○	○	— (※3)	○	— (※4)	— (※4)	× (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚労省の指針の更新</li> </ul>
検査の対象者	PCR検査 (LAMP法含む)		抗原検査 (定量)		抗原検査 (簡易キット)																																																																																										
	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液																																																																																									
有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○ (※1)	× (※2)																																																																																									
	発症から10日目以降	○	×	○	△ (※3)	× (※2)																																																																																									
無症状者	○	×→○ (7月17日~)	○	×→○ (7月17日~)	× (※2)	× (※2)																																																																																									
新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査																																																																																															
検査の対象者	核酸検出検査			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)																																																																																								
	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液																																																																																						
有症状者 (症状消退者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	× (※1)																																																																																						
	発症から10日目以降	○	○	— (※3)	○	○	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	× (※1)																																																																																					
無症状者	○	— (※3)	○	○	— (※3)	○	— (※4)	— (※4)	× (※1)																																																																																						

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

## 来場人数の上限拡大の前提となる感染防止策の追加

No	現行版	4/6 改定	改定ポイント												
3	<p>27. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(2)上限拡大の前提となる感染防止策 制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する。</p> <table border="1" data-bbox="232 491 1025 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 491 463 587">密回避ポイント</th> <th data-bbox="463 491 1025 587">感染防止策の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 587 463 1107">① アクセスや居酒屋での密回避</td> <td data-bbox="463 587 1025 1107"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対し時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。安全に飲食店などを利用していただくための告知などの協議を行う</li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1107 463 1394">② スタジアム入場時の密回避</td> <td data-bbox="463 1107 1025 1394"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また30分間隔で、エリア指定入場など）</li> <li>○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める</li> <li>○ 体温計測器を増設して、スピードアップ</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	密回避ポイント	感染防止策の例	① アクセスや居酒屋での密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対し時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。安全に飲食店などを利用していただくための告知などの協議を行う</li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul>	② スタジアム入場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また30分間隔で、エリア指定入場など）</li> <li>○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める</li> <li>○ 体温計測器を増設して、スピードアップ</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul>	<p>27. Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(2)上限拡大の前提となる感染防止策 制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑨を確実に実行する。</p> <table border="1" data-bbox="1128 491 1809 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 491 1359 587">密回避ポイント</th> <th data-bbox="1359 491 1809 587">感染防止策の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 587 1359 1235">① アクセスや居酒屋での密回避</td> <td data-bbox="1359 587 1809 1235"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対しできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、<u>混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</u></li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。<u>十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う</u></li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1235 1359 1394">② スタジアム入場時の密回避</td> <td data-bbox="1359 1235 1809 1394"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	密回避ポイント	感染防止策の例	① アクセスや居酒屋での密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対しできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、<u>混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</u></li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。<u>十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う</u></li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul>	② スタジアム入場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府の要請に応じた改定</li> </ul>
密回避ポイント	感染防止策の例														
① アクセスや居酒屋での密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対し時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。安全に飲食店などを利用していただくための告知などの協議を行う</li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul>														
② スタジアム入場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また30分間隔で、エリア指定入場など）</li> <li>○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める</li> <li>○ 体温計測器を増設して、スピードアップ</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul>														
密回避ポイント	感染防止策の例														
① アクセスや居酒屋での密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する</li> <li>○ 観客に対しできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける</li> <li>○ 警備会社と協力して、<u>混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける</u></li> <li>○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。<u>十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う</u></li> <li>○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する</li> <li>○ 警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける</li> </ul>														
② スタジアム入場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる</li> <li>○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入</li> </ul>														

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

		③ スタジアム退場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける</li> <li>○ 退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす</li> <li>○ 選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す</li> <li>○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施</li> <li>○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場。また 30 分間隔で、エリア指定入場など)</li> <li>○ 自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める</li> <li>○ 体温計測器を増設して、スピードアップ</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul>
		④ トイレの密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 注意喚起のためのスタッフを配置</li> <li>○ (一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測</li> <li>○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）</li> </ul>			③ スタジアム退場時の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける</li> <li>○ 退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす</li> <li>○ 選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す</li> <li>○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施</li> <li>○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす</li> <li>○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ</li> </ul>
		⑤ 売店の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する</li> <li>○ 狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ</li> <li>○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など）</li> </ul>			④ トイレの密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 注意喚起のためのスタッフを配置</li> <li>○ (一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測</li> <li>○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）</li> </ul>
		⑥ 試合中の観客の行動への介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する</li> <li>○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処</li> </ul>			⑤ 売店の密回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機場所をマーキングして距離を保つ</li> <li>○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する</li> <li>○ 狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ</li> <li>○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など）</li> </ul>
		⑦ 接触確認ソフト（COCOA など）利用の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公式サイト、SNS の活用</li> <li>○ 来場時の声かけ、貼り紙（2 次元バーコード提供を含む）</li> <li>○ 場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ</li> </ul>			⑥ 試合中の観客の行動への介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する</li> <li>○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処</li> </ul>
		⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場内に協力呼びかけの貼り紙を、多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす</li> <li>○ SNS を活用して、密を避けるよう呼びかける</li> <li>○ 試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有</li> <li>○ 使用しない座席に規制テープなどはって、分かりやすくする</li> <li>○ ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする</li> </ul>			⑦ 接触確認ソフト（COCOA など）利用の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公式サイト、SNS の活用</li> <li>○ 来場時の声かけ、貼り紙（2 次元バーコード提供を含む）</li> </ul>

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手指消毒の設置増</li> <li>○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ</li> </ul>	
			⑧	<u>混雑状況への対応</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>飲食売店・グッズ売店・トイレ等の稼働及び混雑状況に応じ、空いている箇所への適切な誘導</u></li> </ul>	
			⑨	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場内に協力呼びかけの貼り紙を、多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす</li> <li>○ SNSを活用して、密を避けるよう呼びかける</li> <li>○ 試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有</li> <li>○ 使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする</li> <li>○ ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする</li> <li>○ 手指消毒の設置増</li> <li>○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回</li> </ul>	

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

まん延防止等重点措置における対応

No	現行版	4/6 改定	改定ポイント																																				
4	<p>プロトコル3： X.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針</p> <p>(令和3年3月19日付事務連絡) 緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年3月5日付事務連絡) 緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について (令和3年2月26日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</p> <p>【別紙】 1都3県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> <th>営業時間短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急事態宣言対象地域</td> <td>50%</td> <td>5,000人</td> <td>20時まで</td> </tr> <tr> <td>経過措置(約1か月、~4/18)</td> <td>大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の分散型会場を全席の宣言解除後、異証調査。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。</small></td> <td>都道府県の判断</td> </tr> <tr> <td>其他都道府県</td> <td>注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small></td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。 ※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。 ※5 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。</p> <p>1、緊急事態宣言対象区域(特定都道府県ともいう。以下、緊急事態宣言対象区域に統一)におけるイベント制限のあり方</p>		収容率	人数上限	営業時間短縮	緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで	経過措置(約1か月、~4/18)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の分散型会場を全席の宣言解除後、異証調査。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断	其他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし	<p>プロトコル3： X.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 (令和3年4月1日付事務連絡) <u>基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u> (令和3年3月19日付事務連絡) 緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年3月5日付事務連絡) 緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について (令和3年2月26日付事務連絡) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</p> <p>感染状況に応じたイベント開催制限等について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容率※4</th> <th>人数上限※4</th> <th>営業時間短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急事態宣言対象地域</td> <td>50%</td> <td>5,000人</td> <td>20時まで</td> </tr> <tr> <td>まん延防止等重点措置</td> <td></td> <td>(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経過措置(約1か月)</td> <td>大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の来場観戦者を対象。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点措置の適用中は対象外とする。</small></td> <td>都道府県の判断</td> </tr> <tr> <td>其他都道府県</td> <td>注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small></td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。 ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。</p> <p>1、緊急事態宣言対象区域(特定都道府県ともいう。以下、緊急事態宣言対象区域に統一)におけるイベント制限のあり方(抜粋)</p>		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮	緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで	まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人		経過措置(約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の来場観戦者を対象。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点措置の適用中は対象外とする。</small>	都道府県の判断	其他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府方針の更新(まん延防止措置における対応を追記)</li> </ul>
	収容率	人数上限	営業時間短縮																																				
緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで																																				
経過措置(約1か月、~4/18)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の分散型会場を全席の宣言解除後、異証調査。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断																																				
其他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし																																				
	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮																																				
緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで																																				
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人																																					
経過措置(約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の来場観戦者を対象。異証開始前10,000人→異証開始後20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点措置の適用中は対象外とする。</small>	都道府県の判断																																				
其他都道府県	注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし																																				

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

【別紙】	【別紙】																																					
<p style="text-align: center;"><b>施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要</b></p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、             <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。</li> <li>飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1" data-bbox="179 367 806 470"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設</th> <th>緊急事態宣言での措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>接待<sup>※</sup>を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ここでの「接待」とは飲食店の接客接客等によるものを意味する。</small></p> <p>&lt;イベント関係&gt;</p> <p>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)</p> <p>(その他留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。</li> <li>飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。</li> </ul>	施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置	飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	>20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供	遊興施設	接待 <sup>※</sup> を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗		<p style="text-align: center;"><b>施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要</b></p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、             <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。</li> <li>飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1052 367 1680 470"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設</th> <th>緊急事態宣言での措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>接待<sup>※</sup>を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ここでの「接待」とは飲食店の接客接客等によるものを意味する。</small></p> <p>&lt;イベント関係&gt;</p> <p>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)</p> <p>(その他留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。</li> <li>飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。</li> </ul>	施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置	飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	>20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供	遊興施設	接待 <sup>※</sup> を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗																				
施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置																																				
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	>20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供																																				
遊興施設	接待 <sup>※</sup> を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗																																					
施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置																																				
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	>20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供																																				
遊興施設	接待 <sup>※</sup> を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業を要請許可を受けている店舗																																					
<p style="text-align: center;"><b>特定都道府県における緊急事態措置以外の対応</b></p> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1" data-bbox="179 694 761 1021"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>緊急事態措置以外の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動施設、遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、展示場</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	緊急事態措置以外の対応	運動施設、遊技場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		集会場又は公会堂、展示場	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ	博物館、美術館又は図書館		ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)		遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)		物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ	サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)		<p style="text-align: center;"><b>特定都道府県における緊急事態措置以外の対応</b></p> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1041 694 1624 1021"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>緊急事態措置以外の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動施設、遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、展示場</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)</td> <td>&gt;20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2、まん延防止措置重点措置区域におけるイベント制限のあり方(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5,000人を上限とすること。</li> <li>上記人数要件に加え、収容率の目安として、<a href="#">令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②</a>のとおり取り扱うこと。</li> <li>営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。</li> </ul>	施設	緊急事態措置以外の対応	運動施設、遊技場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		集会場又は公会堂、展示場	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ	博物館、美術館又は図書館		ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)		遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)		物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ	サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)		
施設	緊急事態措置以外の対応																																					
運動施設、遊技場																																						
劇場、観覧場、映画館又は演芸場																																						
集会場又は公会堂、展示場	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ																																					
博物館、美術館又は図書館																																						
ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)																																						
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)																																						
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ																																					
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)																																						
施設	緊急事態措置以外の対応																																					
運動施設、遊技場																																						
劇場、観覧場、映画館又は演芸場																																						
集会場又は公会堂、展示場	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ																																					
博物館、美術館又は図書館																																						
ホテル又は旅館(集金の用に供する部分に限る。)																																						
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)																																						
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	>20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ																																					
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)																																						

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

<p>(中略)</p> <p>Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域において、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）は、上限5,000人もしくは50%の少ないほうを適用する。</p> <p>② 緊急事態宣言が解除された経過措置区域において、入場可能数は50%もしくは10,000人の少ないほうを上限とする。</p> <p>③ ①②を除く地域において、入場可能数は、2021年4月末まで50%を上限として開催する。</p> <p>④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間（4月2日～5日）の周知期間を経て、その翌日（遅くとも4月6日）から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。</li> <li>周知期間終了時点（遅くとも4月5日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）周知期間終了までに販売されるチケットは、各府県が適用している後記（2）又は（3）に示す目安を超えない限りにおいて、上記①及び②（I）は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。周知期間終了後は（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言対象区域または<u>まん延防止等重点措置区域</u>において、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）は、上限5,000人もしくは50%の少ないほうを適用する。</p> <p>② 緊急事態宣言が解除された経過措置区域において、入場可能数は50%もしくは10,000人の少ないほうを上限とする。</p> <p>③ ①②を除く地域において、入場可能数は、2021年4月末まで50%を上限として開催する。</p> <p>④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。</p>	
--	--	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

<p>⑤ 経過措置にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする</p> <p>⑥ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。</p> <p>⑦ 政府通達には、特定都道府県（緊急事態宣言）を解除された経過措置区域において、実証調査をはじめ所定の条件のもと10,000人を超えて20,000人を上限とすることが可能な旨が明記されている。希望するクラブは、別途Jリーグコロナ室が連絡する所定の手続きでリーグへ申請すること。Jリーグは関連省庁等と協議のうえで対象試合を決定する。</p> <p>⑧ Jリーグは、4月11日以降の感染状況を想定し、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する（2021年3月22日時点では未定）。</p> <p>⑨ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段方針が示されていない場合は、</p>	<p>⑤ <u>まん延防止等重点措置</u>や経過措置にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする。</p> <p>⑥ <u>ただし、ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること。</u></p> <p>⑦ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。</p> <p>⑧ 政府通達には、特定都道府県（緊急事態宣言）を解除された経過措置区域において、実証調査をはじめ所定の条件のもと10,000人を超えて20,000人を上限とすることが可能な旨が明記されている。希望するクラブは、別途Jリーグコロナ室が連絡する所定の手続きでリーグへ申請すること。Jリーグは関連省庁等と協議のうえで対象試合を決定する。</p> <p>⑨ Jリーグは、4月11日以降の感染状況を想定し、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する（<u>2021年4月6日時点では未定</u>）。</p> <p>⑩ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合</p>	
---	---	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

	<p>自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること</p> <p>※ 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数</p> <p>※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。</p>	<p>は原則として自治体の方針に従う。特段方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにJリーグへ報告すること</p> <p>※ 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数</p> <p>※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。</p>	
5	<p>プロトコル 7 XXVII. 制限の考え方 各プロトコルの運用（2021年3月22日時点）</p> <p>プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域または同等のステージIVにありそれに準じる宣言が発令されている区域においては、チケットイング、ファン・サポーターのプロトコルは原則として超厳戒体制を適用する。</p> <p>最新の政府方針 (令和3年3月19日付事務連絡) <a href="#">緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</a> (令和3年3月5日付事務連絡) <a href="#">緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について</a></p>	<p>プロトコル 7 XXVII. 制限の考え方 各プロトコルの運用 <u>(2021年4月6日時点)</u></p> <p>プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域または同等のステージIVにありそれに準じる宣言が発令されている区域においては、チケットイング、ファン・サポーターのプロトコルは原則として超厳戒体制を適用する。</p> <p>最新の政府方針 (令和3年4月1日付事務連絡) <a href="#">基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</a> (令和3年3月19日付事務連絡) <a href="#">緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</a> (令和3年3月5日付事務連絡) <a href="#">緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府方針の更新（まん延防止措置における対応を追記）</li> </ul>

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

(令和3年2月26日付事務連絡)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

政府の対応方針（令和3年3月19日付 事務連絡）

<緊急事態宣言解除後の経過措置におけるイベント開催制限>  
 ・対象区域：①【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県】 ②【岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県】  
 ・対象期間：対象区域①は4月18日まで、対象区域②は4月11日まで  
 ・人数上限：10,000人、もしくは、50%の少ない方（1席空け）  
 ・イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

Jリーグの対応方針

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ 時刻	アルコール 販売
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	設置なし	超厳戒態勢	18時以前 (20時終了)	可 19時まで
2	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	設置なし 任意	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
3	その他の 都道府県 上記 1.緊急事態 2.経過措置 以外	50%以下	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	設置なし 原則必須 (※4)	厳戒態勢	-	可

※1 自治体から厳しい要請があった場合、協議の上で、原則自治体の要請に従う  
 ※2 ステージIVに相当し自治体が独自の緊急事態宣言を出している場合、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする  
 ※3 今後政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針は変更の可能性がある。5月以降の政府の対応方針は未定  
 ※4 「ステップ3」のビジター席の設置必須：劣悪期間中に政府方針の変更がある場合や、自治体から別途ビジター席の自費要請が出ている場合などを除き、原則設置する

イベント制限の考え方と手続き

(1) Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

プロトコル 3 26.参照

(2) 段階的な緩和の手続き

- ① ステップ1を「緊急事態区域」、ステップ2を「経過措置区域」、ステップ3を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のレポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す
- ② ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のレポートをリーグへ提出する
  - ・ 試合翌日の14時を提出期限とする。専用フォームを使用する。
  - ・ レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステッ

(令和3年2月26日付事務連絡)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

政府の対応方針（令和3年4月1日付 事務連絡）

<まん延防止措置におけるイベント開催制限（追加）>  
 ・対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県  
 ・対象期間：4月5日（月）～5月5日（水祝）  
 ・人数上限：5,000人、1席空け  
 ・イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

<緊急事態宣言解除後の経過措置におけるイベント開催制限（既報）>  
 ・対象区域：①【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県】 ②【岐阜県、愛知県、京都府、福岡県】  
 ・対象期間：対象区域①は4月18日（日）まで、対象区域②は4月11日（日）まで  
 ・人数上限：10,000人、もしくは、50%の少ない方（1席空け）  
 ・イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

Jリーグの対応方針 ※1

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ 時刻	アルコール 販売
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	ステップ1～4 すべて	設置なし	超厳戒態勢	18時以前 (20時終了)	可 19時まで
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 上記以外	設置なし クラブ任意 (自治体と要請) ※2	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 まん延防止 上記以外	設置なし クラブ任意 (自治体と要請) ※2 クラブ任意 ※3	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
4	その他の 都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態 まん延防止 上記以外	設置なし クラブ任意 (自治体と要請) ※2 原則必須 ※4	厳戒態勢	-	可

※1 自治体から厳しい要請があった場合、協議の上で、原則自治体の要請に従う  
 ※2 「ステップ2」のまん延防止措置は、緊急事態宣言解除後、ホーム・ビジター双方の自治体の見解を確認し、または協議の上で有無を定めることとする  
 ※3 「ステップ3」の経過措置は、原則3人以上設置する。ただし、緊急事態やまん延防止等のビジター席の都合で設置不可の場合は、劣悪期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からクラブへ要請の要請が出る場合を除く。  
 ※4 自治体から厳戒態勢で、緊急事態宣言やまん延防止措置に関する対応を行った場合は、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする  
 ※5 今後政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針は変更の可能性がある。5月以降の政府の対応方針は未定

イベント制限の考え方と手続き

(1) Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

プロトコル 3 26.参照

(2) 段階的な緩和の手続き

- ① ステップ1を「緊急事態区域」、ステップ2を「まん延防止区域」、ステップ3を「経過措置区域」、ステップ4を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のレポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す
- ② ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のレポートをリーグへ提出する
  - ・ 試合翌日の14時を提出期限とする。専用フォームを使用する。

拡大図を添付

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

	<p>プアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 営業時間、アルコール販売等       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急事態宣言区域で試合を開催する場合キックオフ時刻を 18 時までとし、アルコールの販売や提供は 19 時までとする</li> <li>② 経過措置区域で試合を開催する場合、自治体が要請する営業時間や酒類提供時間を遵守する</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。</li> <li>• 営業時間、アルコール販売等       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急事態宣言区域で試合を開催する場合キックオフ時刻を 18 時までとし、アルコールの販売や提供は 19 時までとする</li> <li>② <u>まん延防止区域</u>や経過措置区域で試合を開催する場合、自治体が要請する営業時間や酒類提供時間を遵守する</li> </ol> </li> </ul>	
--	--	--	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

関連資料 今後のイベント制限の対応方針



## 今後のイベント制限の対応方針（変更点：まん延防止措置に伴う対応方針を追加）

## 政府の対応方針（令和3年4月1日付 事務連絡）

&lt;まん延防止措置におけるイベント開催制限（追加）&gt;

- 対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
- 対象期間：4月5日（月）～5月5日（水祝）
- 人数上限：5,000人（1席空け）
- イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

&lt;緊急事態宣言解除後の経過措置におけるイベント開催制限（既報）&gt;

- 対象区域：①【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県】  
②【岐阜県、愛知県、京都府、福岡県】
- 対象期間：対象区域①は4月18日（日）まで  
対象区域②は4月11日（日）まで
- 人数上限：10,000人、もしくは、50%の少ない方（1席空け）
- イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

## Jリーグの対応方針 ※1

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ時刻	アルコール販売
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	ステップ1～4 すべて	設置なし	超厳戒態勢	18時以前 (20時終了)	可 19時まで
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
			上記以外	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
			上記以外	クラブ任意 ※3			
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	-	可
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
			上記以外	原則必須 ※4			

※1 自治体から制限のより厳しい要請があった場合、協議のうえで、原則自治体の要請に従う

※2 「ステップ2」まん延防止措置区域に関わるビジター席の設置有無は、予めホーム・ビジター両方の自治体の見解を確認、または協議のうえで有無を定めることとする

※3 「ステップ3」経過措置区域でのビジター席は、主管クラブの判断で「設置なし」とすることを認める

※4 「ステップ4」のビジター席は、原則3%以上設置する。ただし、緊急事態やまん延防止等のビジター側の都合で設置不可の場合、券売期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。

※5 自治体が独自で、緊急事態宣言やまん延防止措置に準じる対応を行った場合は、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする

※6 今後も政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針が変更する可能性がある。5月以降の政府の対応方針は未定

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 2021年4月6日

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年4月6日時点】

関連資料 政府方針の概要（令和3年4月1日付事務連絡 別紙より）

## 感染状況に応じたイベント開催制限等について

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
まん延防止等 重点措置	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内  注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の 判断
経過措置 (約1か月)		5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点 措置の適用中は対象外とする。	
その他都道府県		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3  注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

**注意：Jリーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為はリーグ全体で禁止している。**